茨城県議会議員一般選挙

投票日：12月13日(日)　投票時間：7:00～18:00

▶利根町で投票できる方

投票できる方は、次の２つの要件にあてはまり、選挙人名簿に登録された方です。

①平成20年12月14日までに生まれた方
②令和８年９月３日以前から利根町に住民登録をされ、引き続き住民基本台帳に登録されている方

※１令和８年９月４日以降に県内の他市町村から利根町に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
※２令和８年９月４日以降に利根町から県内の他市町村に転出された方は、利根町の選挙人名簿に登録されていれば利根町で投票することができます。投票する際、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要です。この証明書は、県内各市町村の住民票担当課において無料で発行されます。なお県外へ転出された方は投票できませんので、ご注意ください。

▶投票所入場券

投票所入場券は、１枚の封書に同一世帯６人まで連記（家族７人以上は２通）されていますので、ご本人の投票所入場券を切り離して投票所にお持ちください。万一、投票所入場券が届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

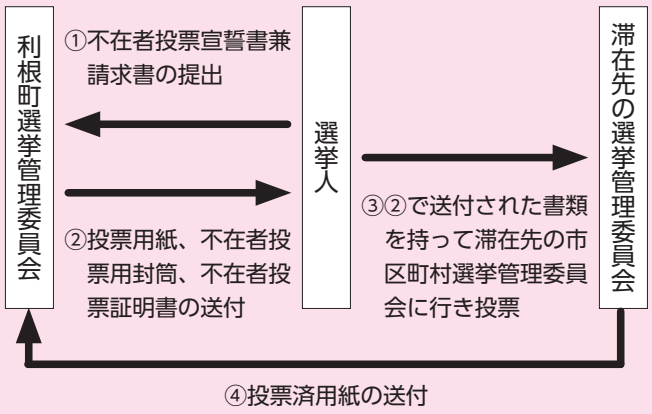
▶期日前投票

○ 期　間：12月5日（土）～12月12日（土）
○ 時　間：８：30～20：00
○ 場　所：利根町役場　１階 多目的ホール

▶不在者投票

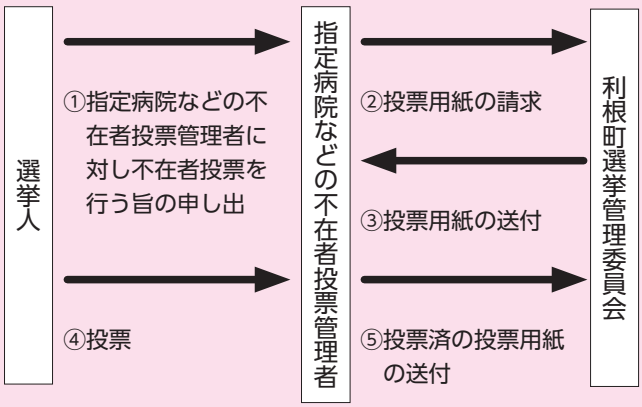
仕事や旅行などの長期の滞在などで投票日に投票できない方や、都道府県選挙管理委員会が指定する病院または老人ホームなどに入院・入所されている方は、事前に手続きをすることで不在者投票をすることができます。

●滞在先での不在者投票の手続き



※１不在者投票の手続きには日数がかかりますので、できるだけ早めに利根町選挙管理委員会にご連絡ください。
※２不在者投票の手続きに必要な様式は、町公式ホームページからダウンロードできます。

●指定病院または老人ホームなどでの不在者投票の手続き



※入院・入所している施設が不在者投票できる施設であれば、その施設で投票することができますので、入院・入所している施設にご確認ください。